

令和7年12月26日  
高知市教育委員会  
青少年・事務管理課

高知市公の施設に係る指定管理者指定申請に関する質問及び回答  
(高知市青年センター)

## 1 募集要項に関する質問

### (1) 「2 指定期間」について

再公募では指定期間が5年間から3年間に短縮されていますが、その理由を具体的に教えてください。

#### 【回答】

当初の公募で応募者がなかったことを受け、教育委員会内で協議する中で、「高知市に青年センターが設立されてから半世紀以上が過ぎ、時代の移り変わりとともに、青少年を取り巻く環境の変化や、青少年が行う活動そのものにも変化が見られるものの、青年センターの在り方そのものについては大きな見直しを図っていないことから、施設の目的や利用者のニーズに沿った魅力あるより良い施設を目指す必要があるのではないか」との結論に至りました。そのため、今回の指定期間は3年間とし、この間に次期公募に備え、改めて高知市青年センターの今後のより良い在り方について再検討する方針としたものです。

### (2) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

#### イ 人件費について

人件費は、各年度3%の伸び率で算定していますとありますが、これは算定の考え方であり、収支予算書を作成するにあたり、この通りでなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

お見込の通りです。収支予算書を作成するにあたり、参考にしていただくために示したものですが、必ずしも3%を適用する必要はありませんが、人件費の上昇については、適切な対応をお願いします。

### (3) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

#### イ 人件費について

今般の人件費の上昇は5%を超えており以降も同様の傾向が続くことが予想されています。3%の伸び率はどのような算定での設定か教えてください。

#### 【回答】

厚生労働省の基幹統計調査である「毎月勤労統計調査」の対前年伸び率をベースに検討（就業形態計の月間現金給与総額）しています。直近3か年（令和4～6年度）の対前年比平均2.0%及び令和6年度の各月ごとの対前年比平均2.9%と、近年の最低賃金の伸び率が増加傾向にあることから、今年度実施する指定管理者の公募については、全庁で3%に統一されています。なお、こちらは収支予算書作成の参考にしていただけるよう、参考価格の積算根拠の一部として考え方を示しているものです。

### (4) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

#### イ 人件費について

今回の再公募で指定管理料の参考価格が大幅に見直されていますが、人件費、管理運営費、事業費、その他で、項目の中のどの部分をいくら見直されたかの理由と金額を教えてください。

#### 【回答】

各項目の経費内訳については回答できかねますが、見直しを行った項目は主に人件費です。初回公募時は過去3年間の実績をベースに積算をしておりましたが、応募がなかったことにより、改めて業務に必要な人役を洗い出し、人件費を積算し直しました。

### (5) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

#### イ 人件費について

最低賃金の上昇等によって指定管理料の参考価格で見込まれている年3%以上に人件費が高騰した場合や想定以上の物価上昇等が起こった場合、年度替わり、または年度途中に指定管理料の見直しを協議することは可能ですか。

#### 【回答】

基本的には、年度途中の指定管理料を見直す必要がないように、あらかじめ次年度の指定管理料の見直しについて協議を行った上で、基本協定時の収支予算書をベースとして、物価高騰、燃料高騰、人件費高騰等あらゆる情勢を踏まえた額を計上しますが、新型コロナウイルス感染症のような急激な社会情勢の変化に対応する必要が生じた際には、その都度協議を行う必要があると考えます。

(6) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

ウ 電気料金について

電気料金については、燃料費調整単価の上昇あるいは低下により年度協定の際に全庁的な協議を行いますとありますが、これまでの水光熱費に対する補填等実績があれば開示してください。

【回答】

前問(5)の回答のとおり、年度協定後に急激な社会情勢の変化に対応する必要が生じたため、令和4年4月1日から令和5年3月31日の期間における電気・ガス代の経費増大に対する支援として、支援金553,683円が補填された実績があります。

(7) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

エ その他経費について

指定期間中における物価変動については、リスク分担表により協議事項とするとありますが、これまでに対応した実績があれば開示してください。また、物価賃金スライド制度を導入する予定はございませんでしょうか。

【回答】

前問(6)の回答のとおり、指定期間中における燃料費高騰により、協議書を交わし、補填対応をした実績があります。また、各年度の年度協定における指定管理料については、基本協定時の収支予算書をベースとして、物価高騰、燃料高騰、人件費高騰等あらゆる情勢を踏まえた上で積算することとしており、物価賃金スライド制度を導入する予定はありません。

(8) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

オ 3か年の参考価格について

参考価格を上回っている場合は、指定候補者として選定しない場合がありますとありますが、失格になるという理解でよろしいでしょうか。それとも審査対象になりますでしょうか。

【回答】

参考価格を上回っているということをもって失格とするものではありません。

上回った額やその要因を踏まえ、総合的に判断を行います。

(9) 「4 指定管理料 (1) 指定管理料の参考価格」について

ケ 教育研究所管理部分にかかる業務委託料について

教育研究所管理部分にかかる業務委託料は、指定管理者決定後、全体にかかる費用の按分の金額で、個別に指定管理者と契約を結ぶという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

なお、業務委託料の收支予算書への記載については、質問3(5)をご参照ください。

(10) 「11 質問の受付等 (6) その他」について

質問回答は、12月26日にまとめて回答されるのでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

(11) 「12 申請 (5) 提出書類」について

キ 当該法人の登記事項証明書について

履歴事項全部証明書と現在事項全部証明書のいずれを提出すればよろしいでしょうか。

【回答】

現在事項全部証明書の提出をお願いいたします。

(12) 「12 申請 (5) 提出書類」について

ク 国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類について

国税及び地方税の滞納がないことを証明する書類は、「その3の3」でよろしいでしょうか。また、高知県税・高知市税は滞納がないことの証明書でよろしいでしょうか。

【回答】

国税については、「納税証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）」を提出してください。

高知県・高知市で課税となっている団体については、各担当窓口において「納税証明書（官公庁提出用）」を提出してください。

(13) 「12 申請 (5) 提出書類」について

サ 共同企業体による申請に係る書類

① 共同企業体結成に係る協定書（写し）について

実際に出資を行いませんが、出資比率を明記しなくてはいけませんでしょうか。

【回答】

出資を行わない場合は、出資比率を記載する必要はありませんが、「出資しない」旨を明記してください。

(14) 「13 選定方法 (1) 書類審査」について

ヒアリングを行う場合、プレゼン及び質疑の時間、参加人数、PCやプロジェクターの持ち込みの有無、追加の資料の作成の可否、審査員はどのような方がおられるのか、ヒアリングに対する禁止事項等があれば、ご教授ください。

【回答】

ヒアリングは書類審査の段階で必要に応じて行う場合があります。プレゼンテーション及び質疑の時間、参加人数については、応募団体数が確定後決定し、応募団体に対してお知らせします。

パソコンやプロジェクターの使用は認めません。

追加の資料の作成の可否については、「高知市青年センター指定管理者募集要項 16 その他注意事項 (7) 申請書類一式の変更」に記載のとおり、原則として、追加、差替え等の変更は認めません。

審査委員会は、選定手続きの公平性及び透明性の観点から、第三者である外部委員と本市職員の委員によって構成します。

(15) 「13 選定方法 (2) 指定候補者の選定」について

プレゼンの形式、時間などの詳細はどうなりますか。

【回答】

前問(14)の回答をご参照ください。

## 2. 仕様書に関する質問

### (1) 「4 管理の基準 (1) 利用時間」について

振替休日の考え方について、ご回答ください。

令和7年度11月であれば、11/23は休所日となり、11/24は、9:00～17:00の利用時間という理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

お見込のとおりです。

令和7年11月23日(日)は、「勤労感謝の日」で祝日になりますので、休所日となります。翌日の11月24日(月)は振替休日のため、午前9時から午後5時までの利用時間となります。

### (2) 「4 管理の基準 (2) 休所日」について

「イ その前日及び翌日が国民の祝日である日」とは、どのように考えればよろしいでしょうか。

祝日、年末年始12/29～1/3、毎月20日が休所日という理解でよろしいでしょうか。また、イ～エの語尾に（アに掲げる日を除く）とありますが、これは重複した際に、休所日が増えないという理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

「その前日及び翌日が国民の祝日である日」とは、令和8年の暦では9月22日に当たります。令和8年9月22日(火)は、前日9月21日(月)が敬老の日及び翌日9月23日(水)が秋分の日で国民の祝日となりますので、国民の祝日に関する法律第3条第3項による休日となります。

「アに掲げる日を除く。」とありますのは、休所日とする理由を一つに絞るための記述であり、重複の有無によって解釈が異なるものではありません。

### (3) 「6 業務内容 (1) 管理運営のための体制の整備に関すること」について

ア 従業員の雇用等に関する事。

① 管理責任者及び従業員を各1名以上配置することとありますが、常時2名以上の配置が必要という理解でよろしいでしょうか。また、従業員の雇用形態に定めはないという理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

お見込のとおりです。

#### (4) 「6 業務内容 (2) 施設の利用に関するここと」について

営利目的で利用しようとする方に施設の利用を許可することは可能ですか。可能な場合、利用料金は加算されますか。一方、不可能な場合、営利目的の範囲をご教示ください。

##### 【回答】

高知市青年センター運営要領 第5条第1項第2号及び第6条第1項第2号に記載のとおり、特定の営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする利用は適当と認められません。

事例として下記のような活動が営利目的としては考えられますが、その都度詳細を確認した上での判断が必要となります。

- ・商品・サービスの販売活動  
物品の販売、有料サービスの提供  
展示即売会、物販イベント  
営業・宣伝活動
- ・企業の営業活動、顧客獲得を目的とした活動  
商品・サービスの広告・宣伝を主目的とする活動  
有料講座・セミナー（営利企業主催）
- ・営利企業が主催し、利益を得ることを目的とした講座  
高額な受講料を徴収する民間事業
- ・企業の業務活動  
企業の会議、研修（社内利益を目的とするもの）

#### (5) 「6 業務内容 (2) 施設の利用に関するここと」について

利用料が設定されている区画以外の場所を利用したいという方があった場合、利用許可や利用料等を協議することは可能ですか。

##### 【回答】

施設の利用料は高知市青年センター条例に定めるものに限ります。

それ以外の区画については、共有スペース（駐車場や廊下、エントランスなど）や専用スペース（事務室、会議室など）となりますので、それらに対して利用の申し出があった場合は、行政財産の目的外使用に該当するものとなる可能性があります。この場合の使用許可等は高知市が行います。

## (6) 「6 業務内容 (4) 事業の運営に関すること」について

ウ③青年対象教室

開催内容や開催実績について開示してください。

### 【回答】

令和7年度までは高知市教育委員会青少年・事務管理課が実施していたため、指定管理者による開催実績はありません。

なお、令和6年度の開催内容等は次のとおりです。

事業名		実施期間	回数	参加者数	参加費
前期教室	あん&ぱん作り教室	6月29日(土)	1回	6名	500円
	夏越祓！水無月作り教室	6月29日(土)	1回	7名	500円 (別途材料費600円)
中期教室	はじめてのヨガ教室	11月24日(日)	1回	4名	500円 (ヨガマット貸出希望者は別途200円)
	陶芸で湯呑み教室	11月2日(土) 11月9日(土)	2回	5名	500円 (別途材料費1,400円)
後期教室	メンズ・フェイスケア	3月8日(土)	1回	中止	500円 (別途材料費500円)
	ヘッド&ヘアケア	3月15日(土)	1回	中止	500円 (別途材料費500円)
特別教室	簡単！量産！ バレンタイン！	2月9日(日)	1回	9名	500円

## (7) 「6 業務内容 (6) 自主事業の運営に関するこ

自主事業にかかる経費は事業者負担ですが、

- ・対象が青年または青少年に限る
- ・参加費は無料またはそれに近い金額

の場合は、イベントや講座の講師料やその他経費の扱いはどうなりますか。青年対象教室として扱うのか、自主事業として扱うのか。

### 【回答】

自主事業として企画される場合は、対象を青年・青少年に限ったとしても、自主事業扱いとなります。また、基本協定書第15条第1項「管理施設の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。」のとおり、自主事業を実施する際にかかる講師料やその他の経費については、指定管理者の負担となります。

なお、青年対象教室は、仕様書「6 業務内容 (4) 事業の運営に関するこ ③ 青年対象教室の実施」に記載のとおり業務に含まれますので、実施にかかる経費は指定管理料に積算されています。

(8) 「6 業務内容 (6) 自主事業の運営に関すること」について

一般対象の講座イベントではあるが、青年・青少年だけでは参加無料とするようなものは、自主事業として扱いますか。青年対象教室、青年のための事業として扱いますか。

【回答】

「高知市青年センター業務基準② 1 青年センター事業の実施 (3) 青年対象教室」に記載のとおり、青年対象教室として企画される場合は、青年・青少年を対象としたものであることが、前提となります。一般対象の講座イベントということであれば、参加者が青年・青少年であっても、青年対象教室ではないと考えます。

(9) 「6 業務内容 (6) 自主事業の運営に関すること」について

自主事業を開催するにあたり、諸室を使用する場合の使用料は指定管理者として支払いが生じますでしょうか。

【回答】

自主事業の開催に当たって指定管理者が利用料を支払う必要はありません。  
ただし、その分は施設の貸出ができず、利用者が予約できない期間が発生することとなりますので、基本協定書第15条第1項に記載のとおり、「管理施設の設置目的に合致し、かつ、業務の実施を妨げない範囲において」計画的な実施が求められます。

(10) 「6 業務内容 (10) 利用者の安全の確保に関すること」について

オ AEDを1台設置し、適切に運用すること。  
AEDは、指定管理者で設置するという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

(11) 「6 業務内容 (10) 利用者の安全の確保に関すること」について

オ AEDを1台設置し、適切に運用すること。  
AEDは、1台では少ない気がしますが、増やしても良いですか。また、レンタルでも良いですか。

【回答】

AED 1台は最低基準です。指定管理者の判断において設置してください。

(12) 「6 業務内容 (15) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること」について

飲食物、物品等の販売を行う際の行政財産使用料のm<sup>2</sup>単価をご教授ください。また、自動販売機の設置に伴う際の行政財産使用料のm<sup>2</sup>単価をご教授ください。

【回答】

[土地の評価単価：105,076円、総敷地面積：13318.29m<sup>2</sup>、建築面積：1011.72m<sup>2</sup>、延床面積：5059.35m<sup>2</sup>、建物の評価額：538,510,977円]

※令和6年度からの評価額を適用（3年毎に評価替を行うため、次は令和9年度が評価替年度となります）

●建物内において行政財産の目的外使用を行う場合

①土地の評価単価×総敷地面積×建築面積÷総敷地面積×使用面積÷延床面積×使用率0.04

②建物の評価額×使用面積÷延床面積×使用率0.07

$$(①+②) \times 1.1 = \text{行政財産目的外使用料 (年額)}$$

●屋外において行政財産の目的外使用を行う場合

①土地の評価単価×総敷地面積×使用面積÷総敷地面積×使用率0.04=行政財産目的外使用料 (年額)

(13) 「6 業務内容 (16) その他管理運営に関し必要な業務」について

どのような許認可等の取得、監督官庁への届出業務がございますでしょうか。実績等があれば、ご教授ください。

【回答】

主に、自主事業等の企画内容等によって、催事等に必要な届け出を想定した記述です。

例：催事等において食品を提供する場合 ⇒ 催事等開催届（担当課：高知市生活食品課）

火気等を取り扱うイベントを開催する場合 ⇒ 露店等の開設届出書（担当課：高知市消防局予防課）

(14) 「7 指定管理業務に付随する業務 (3) 委託料の精算」について

施設設備の修理・修繕及び光熱水費（電気料・水道料）については、年度末に精算するとありますが、余剰金が発生すれば返却する、不足していれば追加でお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

お見込のとおりです。

(15) 「11 業務の引継ぎ等」について

引継ぎはどのように行いますか。2月、3月に青年センターに伺い、現指定管理者に教えていただくような流れでしょうか。

【回答】

「11 業務の引継ぎ等」に記載のとおり、現指定管理者は、教育委員会又は教育委員会が指定するものに対して引継ぎを行います。そのため、新たな指定管理者への引継ぎ時期は、3月定例会において議決が得られた場合、指定管理者に指定された後ということになります。

引継ぎは、高知市青年センターにおいて教育委員会の立ち合いのもと行うこととします。

また、2月の選定から議決までの間に行う準備については、可能な範囲で教育委員会が相談に応じます。

(16) 「11 業務の引継ぎ等」について

再公募となったことにより、業務の引継ぎを受けられる期間が短くなると思いますが、実際に業務の引継ぎを受けられる期間は市議会の議決を受けた日以降になるのでしょうか。もしもくは選定結果通知をいただいた日以降から引き継ぎを受けられるのでしょうか。

【回答】

前問（15）の回答をご参照ください。

(17) 「11 業務の引継ぎ等」について

ホームページやSNSの引継ぎはどうなりますか。引き継ぐのか、新設するのか。新設する場合は、切り替えの時期はどうするか。

【回答】

ホームページやSNSについては引き継ぎません。仕様書「6(1)ウ ウェブサイト作成などの広報業務」に記載のとおり、指定管理者が作成することとしています。現指定管理者による運用は令和8年3月31日までとなりますので、令和8年4月1日からの運用をお願いします。

### 3. 業務基準書に関する質問

#### (1) 「高知市青年センター業務基準① 4 利用料金の徴収」について

現在の利用料金の徴収方法を開示してください。

#### 【回答】

窓口における現金徴収です。

ただし、利用料金制を導入しておりますので、利用料金収入は指定管理者の収入となるため、教育委員会では、徴収方法を指定いたしません。

#### (2) 「高知市青年センター業務基準③ 《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

##### ◎ 施設管理

積算内訳に指定管理料＋業務委託料と記載した業務の経費について

各業務の積算を行い、清掃以外の業務は積算をした金額の 64.5%を、清掃業務については、70.5%を指定管理者の収支予算書に計上するという理解でよろしいでしょうか。また、教育研究所業務委託費は別途記載した方がよろしいでしょうか。教育研究所業務委託は、別途契約するとありましたので、指定管理料に含まれないという理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

お見込のとおりです。積算内訳に「指定管理料＋業務委託料」と記載のある業務の経費についても、青年センター部分の経費のみを按分率により計上して収支予算書に記載してください。

教育研究所の業務委託料については、記載不要です。

#### (3) 「高知市青年センター業務基準③ 《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

##### ◎ 施設管理

設備管理スタッフの人工費や清掃設備に関する消耗品等も同様に按分するという理解でよろしいでしょうか。

#### 【回答】

按分となる経費は、教育研究所が委託する業務についてのみとなります。「◎ 施設管理」に記載の項目のうち、積算内訳に「指定管理料＋業務委託料」と記載のあるものが按分の対象となる経費です。

#### (4) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

##### ◎ 施設管理

設備維持管理費や光熱水費同様に施設備品の修繕費も按分されますでしょうか。産廃は設備等の按分の率でよろしいでしょうか。また、指定管理業務基準書に記載のある按分の率は、現指定期間と異なりますでしょうか。

##### 【回答】

「業務基準《施設及び設備の維持管理業務基準》◎施設管理 の「修理・修繕等」 ②青年センター備品」に記載のとおり、青年センターの備品にかかる費用は按分されません。

また、産業廃棄物処理にかかる費用は按分されません。教育研究所内で発生した産業廃棄物の処理については、教育研究所が行いますので、指定管理業務には含まれていません。

なお、今期の指定管理公募にあたり、施設全体および青年センター部分、教育研究所部分の延床面積について改めて積算をしたことにより、按分率も見直しとなっています。

#### (5) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

##### ◎ 施設管理

積算内訳 指定管理料+業務委託料の場合の「チ 高知市青年センター管理運営に関する収支予算書」への記載方法を教えてください。

また、研究所様部分は別契約とのことですですが、選定は、指定管理と業務委託の同時選定（金額決定）と考えてよろしいでしょうか。

##### 【回答】

収支予算書の金額については、青年センター部分にかかる収支のみを記載してください。

積算内訳に「指定管理料+業務委託料」としている項目について、施設全体にかかる費用を計上される場合は、指定する按分率により「指定管理料」と「業務委託料」に分け、指定管理料分のみを記載してください。業務委託料は記載不要です。

また、教育研究所部分における業務委託先は、高知市青年センターの指定管理者となります。業務委託料については、年度協定額から按分により決定します。

#### (6) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

##### ◎ 施設管理

各項目の作業実施予定日に曜日や時間などの指定はありますか。

##### 【回答】

実施曜日や時間の指定はありませんが、施設利用者や教育研究所の業務に影響のない範囲での実施をご検討ください。必要に応じて、事前に教育研究所をはじめ関係者等と調整を行うようにしてください。

(7) 「高知市青年センター業務基準③ 《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

◎ 施設管理

ゴミ収集 数量にある対象ゴミは一般事業系廃棄物（可燃物）でしょうか。産業廃棄物は発生しない。または、指定管理者対象外ということでおろしいでしょうか。

【回答】

「◎ 施設管理」の項目ゴミ収集に記載の対象は、事業系一般廃棄物です。

「高知市青年センター業務基準③ 4 清掃及び廃棄物処理に関する業務」に記載のとおり、発生した産業廃棄物は指定管理者の責任において、法令を遵守の上適切に処理してください。

(8) 「高知市青年センター業務基準③ 《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

◎ 施設管理

建築設備定期検査 高知市公式ホームページの「特定建築物の定期報告」の「定期報告の対象となる特定建築設備等」から、昇降機、防火設備が対象（換気設備や給排水設備は対象外）という認識でおろしいでしょうか。

【回答】

建築設備定期検査は、建築基準法第12条に基づき、昇降機・昇降機以外の建築設備・防火設備が対象です。昇降機以外の建築設備には、換気設備や給排水設備が含まれます。

(9) 「高知市青年センター業務基準③ 《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

◎ 施設管理

空調機器など保守点検対象機器の製造者や型式、数量および設置（実施）場所を教えてください。

【回答】

「別紙1 設備一覧」をご参考ください。

(10) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

◎ 光熱水費

電気料・水道料は、積算した額の 64.5%を指定管理者の収支予算書に計上するという理解でよろしいでしょうか。また、教育研究所の光熱水費を別途記載した方がよろしいでしょうか。

【回答】

電気料・水道料については、青年センター按分の 64.5%分を収支予算書に記載してください。教育研究所の光熱水費は記載不要です。

(11) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

高知市青年センター・教育研究所複合施設清掃業務仕様書

3 清掃業務内容 (5) 常駐作業員の配置（昼 8 時 30 分～17 時・夜 17 時～19 時）

8:30～17 時、17 時～19 時の時間帯におきましては、常時清掃員を配置することが必要でしょうか。または、各清掃個所を一回清掃後については、施設従事者が気になった個所を清掃するなど、兼務でも問題ございませんでしょうか。清掃時間帯表につきましては、参考資料という認識でよろしいでしょうか。

【回答】

常駐作業員の配置については、清掃業務仕様書に記載のとおり配置してください。平日昼、平日夜、土曜日、平日（20 日）の昼、平日（20 日）の夜の時間帯ごとの清掃可能エリアを「清掃時間帯表」に記載していますので、ご参照ください。

また、兼務等については、清掃業務を委託するかどうかは指定管理者の運営によって異なると考えますので、教育委員会が指定するものではありません。

清掃時間帯表については、当施設が複合施設であるため、利用者や教育研究所の業務に影響のない時間帯で清掃作業が行えるよう作成したものです。参考にしていただきたいと考えます。

(12) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

高知市青年センター・教育研究所複合施設清掃業務仕様書

3 清掃業務内容 (5) 常駐作業員の配置（昼 8 時 30 分～17 時・夜 17 時～19 時）

ただし書きがありますが、その理由をご教授ください。

【回答】

ただし書きにあります 7 月・8 月の 2か月間につきましては、学校の夏休み期間を利用した教職員の研修等による利用が多くなる傾向から、清掃の時間帯を別段指定するものです。

(13) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

予算の計算の参考に、現状のシフト・外注内容・外注先を教えていただけますか。

【回答】

職員の出勤体制についておよび委託業務の委託先については、現指定管理者のノウハウに当たると考えますので、非公開とさせていただきます。

令和6年度の委託項目および委託料については、次のとおりです。

項目	委託料
空調機器保守点検	357,113円
換気機器保守点検	120,507円
消防用設備保守点検	96,994円
エレベーター保守点検	176,352円
自動ドア装置保守点検	154,308円
機械警備	96,994円
清掃	3,146,979円
ゴミ収集	167,152円
中央管制装置保守点検	401,936円
自家用電気工作物保安管理	244,616円
衛生的環境測定	255,710円
建築設備定期検査	33,066円
ねずみ昆虫等防除	88,176円
受水槽清掃・水質検査	84,502円
ピアノ調律	28,600円

(14) 「高知市青年センター業務基準③《施設及び設備の維持管理業務基準》」について

現在の委託先や金額を教えてください。

【回答】

前問(13)の回答をご参照ください。

#### 4. その他に関する質問

##### (1) 「高知市青年センター指定管理に係るリスク分担表」について

備品の更新に係る費用につきましては、1件30万未満が指定管理者という理解でよろしいでしょうか。

##### 【回答】

指定管理者の責めに帰すべき事由によるものでなければ、経年劣化によるもので1件30万円未満の場合は、指定管理者がリスク負担者となります。

##### (2) 「高知市青年センター指定管理者選定基準書」について

指定管理料そのものによる評価（安価であれば高得点、満額であれば低い得点）はございませんでしょうか。

##### 【回答】

指定管理料そのものへの評価は行いませんが、収支予算書を作成される際には、「高知市青年センター指定管理者選定基準書」第4号の項目7 収支状況に記載の採点基準を参考にご検討ください。

##### (3) 「高知市公の施設に係る指定管理者指定申請書」について

共同事業体で申請を行う場合、申請者の欄には、所在地：代表団体住所、名称：共同事業体名、代表者（氏名）：代表団体名及び代表者（職・氏名）を記載すればよろしいでしょうか。

##### 【回答】

お見込のとおりです。

##### (4) 「高知市青年センターの管理運営に関する収支予算書」について

消費税及び地方消費税は、会社全体として支払いをしております。本収支予算書におきまして、どのようなものを計上すればよろしいでしょうか。

##### 【回答】

「高知市青年センターの管理運営に関する収支予算書」につきましては、貴社（団体）全体で消費税及び地方消費税を納付しているか否かにかかわらず、収支予算書には高知市青年センターの指定管理業務に直接対応する事業分の消費税及び地方消費税を計上してください。

（5）「高知市青年センターの管理運営に関する収支予算書」について

高知市青年センターの指定管理者におきましては、収入の見込の大半が指定管理料になると思われることから、事業所税は発生しないという理解でよろしいでしょうか。

【回答】

「高知市青年センターの管理運営に関する収支予算書」について、指定管理料が大半であっても事業所税の発生可否は個別の実態確認によりますので、該当事業の収入内訳と事業実態を明示した上で、必要に応じて高知市税務担当へご照会ください。

（6）「事業実績資料 1 利用状況集計 ① 月別利用者数」について

令和4年度より令和5年度の利用者が増加した要因及び令和5年度より令和6年度の利用者が減少した要因はなんでしょうか。また、令和7年度の11月までの利用状況を開示してください。

【回答】

令和4年度から令和5年度の利用者が増加した要因としては、主に新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行による影響ではないかと考えています。また、令和5年度より令和6年度の利用者が減少した要因としては、主に、令和6年度中に行った館内照明のLED化に伴う臨時休館が大きく影響しているのではないかと考えます。

令和7年度4月～11月の利用状況については、「別紙2 令和7年度利用状況」をご参照ください。

（7）県民体育館について

新県民体育館の計画により、収支予算書の影響が及ぶ場合には、協議していただけますでしょうか。

【回答】

県民体育館の再整備計画により、高知市青年センターの運営管理、収支等に影響があると考えられる場合には、協議させていただきます。

(8) 修繕等について

大規模修繕等の予定があれば開示してください。

【回答】

大規模修繕等の予定は、現時点ではありません。

(9) 備品台帳について

備品台帳を開示してください。

【回答】

高知市物品管理規則第5条第1項に規定する備品については、「別紙3 備品リスト」をご参照ください。

(10) 上下水道料について

貴市における上下水道の値上げ予定はござりますでしょうか。

【回答】

値上げ予定は現時点で公に示されていません。また、値上げとなる場合は、年度協定時に指定管理料を見直すことになります。

(11) 公募説明会および見学について

4階401研修室は平日の日中は研究所様の借り切りとのことでしたが、利用料の扱いはどうなっているか教えてください。

【回答】

4階の研修室401および研修室402については、平日9:00～19:00は教育研究所占有部分となり利用料は徴収しません。貸室利用は、平日19:00～22:00と土曜日9:00～22:00、日曜日9:00～17:00に限られます。

利用料は高知市青年センター条例に定められた額を上限としています。

#### (12) 公募説明会および見学について

見学時に、「一部の部屋は何時～何時は教育研究所の取り切りになっている。」という事がありましたが、その他の枠も含めて、1～2か月程度の現状の予約使用のスケジュール表を確認させてもらう事はできますか。（収支計画の計算にも使いたいです。）

#### 【回答】

利用者の区分によって予約可能となる時期が異なることや、予約スケジュールは今後キャンセルとなるものを含むため、直近の令和7年11月の1か月分の利用実績として「別紙4 令和7年11月利用状況表」をご参照ください。

#### (13) レイアウト変更について

青年が好む※、レイアウト変更や軽微な室内装飾は可能でしょうか。  
(※使いやすい、わくわくする、便利など)

#### 【回答】

レイアウト変更や軽微な室内装飾は可能です。ただし、基本協定書第6条に基づき、あらかじめ教育委員会に承認を受ける必要があります  
また、基本協定書第26条に基づき、指定期間を終える際には、速やかに原状に復さなければならぬ場合がありますので、それらを踏まえてご検討ください。

#### (14) ロゴの変更について

「アスパルこうち」のロゴの変更は可能ですか。  
(※名称の変更ではなく、ロゴの書体、デザイン)

#### 【回答】

可能です。

#### (15) パソコンについて

パソコンは引き継ぎますか。新たに購入しますか。

#### 【回答】

パソコンは指定管理者において必要に応じて準備していただくようお願いします。

## (16) 参考資料の提供について

令和6年度の決算資料をご提供いただくことは可能ですか。

### 【回答】

令和6年度収支決算は次のとおりです。

収入	金額
指定管理料	37,063
利用料金収入	3,428
自主事業収入	5
その他収入	371
収入計	40,867

支出	金額
人件費	20,939
光熱水費	8,085
保険料	48
委託費	5,928
修繕費	1,800
事業費	206
消費税及び地方消費税	2,158
その他の公課費	14
その他公課費	112
その他	1,178
支出計	40,468

## (17) 広報について

イベント等を実施する場合、広報「あかるいまち」等でイベントの告知を掲載していただくことは可能ですか。またはチラシ等を広報に同封していただくことは可能ですか。

### 【回答】

「高知市青年センター指定管理に係るリスク分担表」の広報活動に記載のとおり、市広報媒体への掲載については、市へ依頼することとしています。市広報媒体としては、高知市公報「あかるいまち」のほか、公式LINE等があります。

(18) 資金調達について

はたちの広場等の青年センター事業で協賛金を募る等で独自に資金調達して不足分に充当することは可能ですか。

【回答】

はたちの広場や青年センター事業（主催事業）等、仕様書に定める業務にかかる経費は、指定管理料の参考価格に計上しておりますので、基本的にはその範囲内での事業実施を想定しておりますが、指定管理者の努力やノウハウとして協賛金を募っての取り組みを企画されることも考えられますので、それらを否定するものではありません。ただし、主催事業等の内容については、年度ごとの事業計画書における確認や、必要に応じて教育委員会と協議しながら進めていただきたいと考えます。

また、公共施設における主催事業のため、実施の際には、事業が企業等の主催であると誤解を招くものになっていないか、特定の営利活動と見なされる内容が含まれていないか、協賛企業に独占的利益を与えるものとなっていないか、などの点にもご留意いただくようお願いします。